

性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ
公益社団法人性暴力被害者支援センター・ふくおか
視察・ヒアリングの概要

1 日 時

令和2年1月27日（月）13:30～15:30

2 場 所

公益社団法人 福岡犯罪被害者支援センター（性暴力被害者支援センター・ふくおか）

3 内 容

- (1) 相談実績等に関する説明
- (2) センター内視察
- (3) 質疑応答

4 配布資料

ヒアリング資料（「性暴力被害者支援センター・ふくおか 相談実績」）

5 概 要

浦尚子・公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター専務理事・センター長から、配布資料に基づき、性暴力被害の現状等について説明を受けた後、同センター内を視察し、センター長、山下美子・同センター支援局長及び刈茅洋子・同センター事務局長との質疑応答を行った。

6 説明及び質疑応答の要旨

<福岡犯罪被害者支援センター 沿革>

- 2008年に福岡県，福岡市，北九州市からの委託を受ける形で，福岡犯罪被害者総合サポートセンターが，2013年には性暴力被害者支援センター・ふくおかが発足した。直接被害者の方から電話相談を受けるケースのほか，警察から当センターを紹介された被害者の方から電話相談を受けるケースもある。
- 2012年に公益社団法人に認定され，委託事業として相談窓口を運営しているほか，要望のあった学校に出かけて行って出張授業を行うといった広報・啓発活動も行っている。

<性暴力被害者支援センター・ふくおかの支援内容>

- 相談者に対する「身体的ケア」については，県下に35か所の提携病院

があり、被害者の方が希望する地域でケアを受けていただける体制をとっている。診察には必ず相談員が付き添い、医師に対して被害の状況や配慮してほしいことを伝え、安心して受診できるようサポートしている。また、緊急避妊薬の処方、性感染症の検査については、公費で負担できる制度があり、被害者の方が経済的負担なく受診できる。

○ 「精神的ケア」については、当センターに在籍している臨床心理士による無料のカウンセリングを実施しているほか、当センターに関わりのある医師等を通じて病院を紹介し、必要に応じて診察に付き添うといった対応を行っている。

○ 「司法手続きの支援」については、被害直後の証拠採取の取組を行っているほか、現在 50 名程度登録されている提携弁護士を紹介し、法律相談にも相談員が付き添い、提携弁護士が受任すれば、刑事手続、民事手続、マスコミ対応といった支援を提携弁護士と協同して行っている。

また、相談員は、警察署、検察庁、裁判所への付添いや、代理傍聴の支援なども行っている。

○ こうした様々な支援のいわば土台となる「生活支援」については、自宅で被害に遭った場合の緊急宿泊（現在は連携先として民間シェルターがあるため民間シェルターの紹介）や、行政窓口への付添いなどを行っている。

<性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談件数>

○ 2013 年のセンター開設以降、電話相談件数は増加傾向であり、2017 年度、2018 年度は約 2,300 件で高止まりしている。また、相談者の実人員は 600 名程度となる。

<性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談 被害時期・性別>

○ 被害時期についてみると、2018 年度の実績では、被害後 2 週間以内の相談が全体の 4 割弱程度と多いものの、被害後相談までに 1 年以上かかっている人も多く、5 年、10 年、20 年といった長い期間を要した方も少なくない。このため、被害直後の身体的ケアのみならず、被害から時間が経った被害者の方のケアをどうすべきかという課題がある。

○ 被害者の性別については、女性が 8 割弱と多いものの、男性の相談者も少なくなく、その他（いわゆる LGBTQ の方）の相談も約 2% あり、傾向としては徐々に増えている印象がある。

<性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談 未成年者の相談>

○ 被害者の年齢層をみると、2018 年度の実績では、未成年者の相談が 4 分の 1 を占め、年々増加傾向にある。未成年者の相談のうち、中学生、高校生の相談が約 3 分の 2 を占めている。

<性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談 加害者との関係>

- 加害者との関係で多いのは、職場・アルバイト先の関係者、全く知らない人、交際相手・元交際相手、学校の関係者の順番となっており、親などの親族が高い数値となっていないのは、DV などについては配偶者暴力センター、子どもの性虐待については児童相談所というように、別の機関に相談が行われ、性暴力被害者支援センターに相談のない場合があることが多いことが影響しているものと考えられる。
- 中学生に限ってみると、学校の関係者が28%と最も多く、これは同級生や先輩など、生徒間で被害が起こったものである。

<性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談 警察への被害届の相談①>

- 当センターは警察への被害申告後に相談を受けることがあるからか、警察に被害届の相談をしたことが確認できたのは2割程度となっている。
- 以前調査をした際は3割程度であったものの、最近は、(後述のように)インターネット上のネガティブな情報が影響してか警察への被害届の相談を行う人が減ってきているように感じられる。

<性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談 警察への被害届の相談②>

- 警察に相談しなかった理由の一つとして「相談への不安」がある。センターでの相談の中では、被害者がインターネットなどで警察に相談したらどうなるのかということをよく調べており、インターネット上において、警察に行ったとしても満足な解決が得られないとか、嫌な思いをしたといった否定的な情報に接し、警察へ行くのをやめようと思ったといった意見が増えてきているように感じている。

<性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談 警察への被害届の相談③>

- 警察に被害届の相談をした136件のうち被害届の提出にまで至らなかったことが確認できた件数は、43件(32%)であった。

<性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談 被害内訳>

- 年ごとに数字の差はあるものの、一番多いのは強制わいせつの被害申告で、2018年度は1,042件の相談があった。また、強制性交等の被害申告も毎年度500~600件程度の相談があるほか、その他性被害(性的強要(ハラスメント)、リベンジポルノ、盗撮等)も400件以上の相談がある。

<性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談 直接支援件数>

- 年ごとにばらつきがあるものの、延べ件数で年間200~300件程度、実人員で70~80名程度に対し、直接支援(直接対面しての支援)を行っている状況である。

<性暴力被害者支援センター・ふくおか 直接支援内容>

- 直接支援の内容で一番多いのは、面接やカウンセリングの支援であり、2018年度では181件、次いで法律相談が29件となっている。
- 病院受診については、2018年度では21件となっており、余り増えていない。

<性暴力被害者支援センター・ふくおか 証拠採取>

- 証拠採取については、福岡県、福岡県警察、当センターの三者で協議をして、2017年7月からスタートしており、当センターでも検査キットを配備している。
- 病院で医師により採取され、警察で保管されることとなっている。

<刑法改正の影響と課題>

- 強制性交等の態様として、肛門性交や口腔性交が加わったことで、性別問わず立件できるようになってきたためか、男性やいわゆるLGBTQの方の被害が顕在化してきた印象があり、実際に支援につながった方もいる。

そういう方の病院受診やカウンセリングについては専門性が必要である一方、社会の制度や仕組みが整っていないので、これらの方々の被害が顕在化することはとても良いことだとは思う。相談体制をどうするかという点は支援する側の課題だと感じている。

- 子どもの性犯罪が顕在化している中で、支援の受け皿がまだまだ不十分であると感じている。また、出張授業などで子どもたちと接する中で、性や性暴力についての正しい情報が、子どもたちに全然伝わっていないと感じている。そのため、性的同意のことも知らない中で、大人からだけでなく、子ども同士でも加害・被害が起こっているということがよくあると感じている。

<質疑応答の中で得られた主な意見・要望>

- (Q. 提携病院について)

これまで、提携病院の中にはクリニックが多かったが、男性や、いわゆるLGBTQの方の被害が顕在化したことで、総合病院のように色々な診療科が連携して対応できる病院も確保しておくべきだということで、大きな病院も提携先に加わっていただいている。

- (Q. 被害者の方の費用負担について)

現在、被害者の方がセンターや病院へ赴くための交通費や治療費は自己負担という形となるが、今後、治療費については条例できちんと措置できるよう働きかけているところである。

- (Q. 2018年度には、被害後1年を超えてから相談する方が21%いたとい

うことだが、被害後、長期間経過してから相談される方について、相談のきっかけとしてどのようなものが多いと感じているか。)

症状が悪化してきつくなったことをきっかけとして、お電話をいただくことが多い。また、症状がきつくなるきっかけとしては、出産を経験する、パートナーを得る、育児をするといったライフサイクルの中で、被害を思い出し、フラッシュバックが起こり、それまで何とか保ってきた生活が維持できなくなる方が一定数いらっしゃるなどというのは感じている。

- (Q. 多岐にわたるワンストップ支援センターの役割を果たす上で、他機関や司法との役割分担など、難しいと感じることはあるか。)

現在の内閣府が推進しているワンストップ支援センターは被害直後の急性期の段階の相談をメインに考えているけれども、センターを立ち上げると必ず被害から時間を経た中長期の相談が寄せられるようになるので、このような方々の受け皿も必要であるし、被害から時間を経てやっと声をあげた方を精神科につなぐだけで良いのか、ちゃんと司法の場に登場させるべきではないかということは、考えていかなければいけない。

- (Q. 警察への被害届の相談をする人が、数年前よりも減っている理由として何が考えられるか。)

インターネット上で、警察に相談しても解決にならないなどといった情報が拡散しており、このような情報に接した被害者が、「(明確な)暴行や脅迫がなかったから(立件は)難しいんじゃないか」などと判断し、警察に行っても無駄だと思ったという方は多いと感じている。

- (Q. センターにもつながらない被害者の方が依然として多いと感じるか。)

特に未成年者は、センターに電話するというハードルが高すぎるのだろうということを感じていて、内閣府が実証実験をしていた SNS による取組のようなものがもっと広がっていくと潜在化している子どもの被害が表に出てくるのではないかと考えている。

- (Q. 掘り起こしのために必要な施策について)

出張授業は、引き続きやっていかなければならないと思う。何をされたか意味が分からない／理解できない中、被害がエスカレートしていくことが本当に多いので、何をされたか意味が分かる／理解できるとか、「嫌だ。」と言える教育を、ボトムアップとして小学校からきちんとしていくことで被害の防止にもなるし、被害の顕在化にもつながっていくのではないかと思う。

一方、刑法の暴行脅迫要件があることで、現実とは異なる性暴力につ

いての誤った考え方が正当化されてしまうと支援の中で感じているので、刑法改正なども含めトップダウンでも、性暴力とは同意のない性的言動であるということを社会に伝えていく必要があるのではないかと。

○ (Q. 男性やいわゆる LGBTQ の被害者の方への支援の難しさについて)

これまで、男性や LGBTQ の方への支援を行う中で、相談しにくさであったり、周囲も含めて、被害を被害と認識しづらい背景があることを感じた。

また弁護士やカウンセリングの対応者について、男性と女性、どちらがいいのかということを確認することや、未成年者の場合、学校との連携も必要だが、学校の意識や理解を求めることにも難しさがあった。

また、病院を受診する場合は、婦人科ではなく、外科や泌尿器科など様々な診療科との調整をしなければならないのが現状であるところ、病院の理解も進んでおらず、そうした調整も困難であった。

○ (Q. 親による性的虐待など、潜在化している被害を顕在化させるためにはどのような方策が考えられるか。)

児童相談所とワンストップ支援センターの連携はまだ始まったばかりだが、児童相談所に限らず、今後、色々な機関が連携できれば、子どもたちにもつながることができ、被害を顕在化させることができるのではないかと。

○ (Q. 刑事手続終了後のセンターの支援について)

司法手続終了後、特に必要なのは精神的ケアと生活支援である。裁判までは気を張って、何とか持ちこたえていた方が、裁判が終わってからがくっと心身の状態が悪化したり、その後の生活に様々な困難や生きづらさを抱えるようになることが多いので、センターとしても、継続的なカウンセリング等の精神的ケアや、様々な行政サービスの紹介等の生活面の支援を行っている。

○ (Q. 刑事手続を経ることによる、被害者のメリット、変化について)

裁判は被害者にとって負担が大きく、一時的に体調を崩される方も多いが、長期的にみると、立件から判決までの間で一区切りが付き、その後の被害者本人の支えになっている面はあるのではないかと感じている。

○ (Q. 結果的に刑事事件化できなかった事案への支援方法について)

弁護士が加害者とやり取りをして賠償金を得るとか、加害者から誓約書をとるといった事案が最近増えてきた。また、被害に遭った結果、仕事が続けられないなど、労働関係の問題を抱える方も多いので、そういう面でも弁護士が様々な相談を受け、生活を支えている。 以上